

# 寄附金税制の拡充について

★平成20年度税制改正により、個人の町県民税に係る寄附金税制が以下のとおり変更になります。

★平成21年度課税分が対象になりますが、町県民税は前年の所得をもとに課税するため、平成20年中に支払った寄附金について控除の対象となります。

◎これまでの寄附金控除（基本控除）の見直し

個人町県民税における寄附金控除の寄附金対象額が5千円に引き下げられ、上限は総所得金額等の30%に引き上げられました。

	改正前	改正後
控除方式	「寄附金－10万円」を総所得金額等の合計額から所得控除	「寄附金－5千円」×10%を所得割額から税額控除 (町民税6%・県民税4%)
控除対象限度額	総所得金額等の合計額の25%	総所得金額等の合計額の30%
適用下限額	10万円を超える金額	5千円を超える金額

(1) [寄附金－5千円] × 10% (町民税6%・県民税4%) を税額控除

地方公共団体（都道府県・市町村・特別区）に対する寄附金税制の見直し（ふるさと納税）

	改正前	改正後
対象となる地方公共団体	都道府県、市町村又は特別区	都道府県、市町村又は特別区
控除方式	「寄附金－10万円」を総所得金額等の合計額から所得控除	「寄附金－5千円」×10%を所得割額から税額控除 (町民税6%・県民税4%)
控除率	「寄附金－10万円」×税率の軽減効果	1と2の合計額を町県民税（所得割）から控除します。 1. 基本控除額 「寄附金－5千円」×10%を所得割額から税額控除（町民税6%・県民税4%） 2. 特例控除額（地方公共団体に寄附した場合の上乗せ分） 「寄附金－5千円」×「90%－寄附者の所得税の税率」（町民税3/5・県民税2/5） 注意：2の額は個人町県民税所得割額の1割を限度とします。
控除対象限度額	総所得金額等の合計額の25%	総所得金額等の合計額の30%
適用下限額	10万円を超える金額	5千円を超える金額

「地方公共団体に対する寄附金」の控除イメージ

適用下限額	所得税控除額	1. 基本控除額	2. 特例控除額
5千円控除対象外	所得税による控除（所得控除）	町県民税から税額控除10%	「寄附金－5千円」×「90%－寄附者の所得税の税率」（所得割額の1割を上限）

寄附金控除の計算例

4人家族（夫婦、子供2人） 所得税率 10% 町県民税所得割額 293,500円

（例1）寄附金3万円の場合

寄附金 30,000円
-------------

控除の対象外5,000円	寄附金控除対象額 25,000円
--------------	------------------

所得税から所得控除2,500円	町県民税からの基本控除2,500円	町県民税からの特例控除20,000円
-----------------	-------------------	--------------------

寄附金控除の対象額

寄附金控除の対象外となる適用下限額5,000円を差し引いた25,000円が対象額となります。

所得税の所得控除

$$(30,000円 - 5,000円) \times 10\% = 2,500円$$

町県民税の税額控除

1. 基本控除額

$$(30,000円 - 5,000円) \times 10\% = 2,500円$$

2. 特例控除額

$$(30,000円 - 5,000円) \times (90\% - 10\% (\text{所得税の税率})) = 20,000円 \leq 29,350円 (\text{上限: 町県民税所得割額の1割})$$

1と2をたして22,500円が町県民税の税額控除になります。

以上より、寄附金3万円の場合、所得税2,500円、町県民税22,500円、合計25,000円の控除を受けることができます。この例では、寄附金の控除対象額の全額が控除の対象となります。

（例2）寄附金10万円の場合

寄附金 100,000円
--------------

控除の対象外5,000円	寄附金控除対象額 95,000円
--------------	------------------

所得税から所得控除9,500円	町県民税からの基本控除9,500円	町県民税からの特例控除29,400円
-----------------	-------------------	--------------------

寄附金控除の対象額

寄附金控除の対象外となる適用下限額 5,000 円を差し引いた 95,000 円が対象額となります。

#### 所得税の所得控除

$$(100,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times 10\% = 9,500 \text{ 円}$$

#### 町県民税の税額控除

##### 1. 基本控除額

$$(100,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times 10\% = 9,500 \text{ 円}$$

##### 2. 特例控除額

$(100,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times (90\% - 10\% (\text{所得税の税率})) = 76,000 \text{ 円} \geq 29,350 \text{ 円}$  (上限：町県民税所得割額の 1 割) よって 29,350 円

1 と 2 をたして 38,900 円が町県民税の税額控除になります。

以上より、寄附金 10 万円の場合、所得税 9,500 円、町県民税 38,900 円、合計 48,400 円の控除を受けることができます。この例では、寄附金の控除対象額の一部が控除の対象となります。

新上五島町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の概要は、下記の項目をクリックしてください。

[新上五島町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）](#)

## 所得税の税額表

課税所得金額	税率	寄附金控除計算率
0円から 1,949,000円まで	5%	$0.9-0.05=0.85$
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	$0.9-0.10=0.80$
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	$0.9-0.20=0.70$
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	$0.9-0.23=0.67$
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	$0.9-0.33=0.57$
18,000,000円以上	40%	$0.9-0.40=0.50$